

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪教育大学学則第76条に規定する学生の懲戒について必要な事項を定める。

(懲戒処分の量定)

第2条 懲戒処分の量定は、別表に規定する懲戒の標準に準拠するものとする。

2 懲戒処分の量定に当たっては、個々の事案の事情に即し、処分を加重軽減することができる。

(厳重注意)

第3条 学長は、前条に規定する懲戒のほか、教育的指導の観点から、文書又は口頭により厳重注意を行うことができる。

(調査及び審議命令)

第4条 学長は、学生に懲戒の対象となりうる行為があったと認められる場合には、事実関係の調査及び懲戒の要否・種類の審議を、副学長のうち学長が指名した者（以下「副学長」という。）に命ずるものとする。

(懲戒の判断基準)

第4条の2 懲戒の要否・種類の決定に当たっては、次の各号に掲げる事項を総合的に考慮するものとする。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の程度
- (3) 被害を受けた者の精神的苦痛を含めた被害の程度
- (4) 他の学生及び社会に与える影響
- (5) 過去の非違行為の有無
- (6) 非違行為後の対応

(学生懲戒委員会)

第5条 副学長は、第4条に規定する調査及び審議を行うため、学生懲戒委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(委員会の組織)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長 1人
 - (2) 懲戒の対象となる学生（以下「懲戒対象学生」という。）の所属の長（教員養成課程長、教育協働学科長、大学院教育学研究科主任、大学院連合教職実践研究科主任又は大学院学校教育学研究科主任）（以下「所属長」という。）
 - (3) 学生支援実施委員会副委員長
 - (4) 副学長が指名する大学教員 若干人
- 2 委員会に委員長を置き、前項第1号に掲げる者をもって充てる。

(委員会の議長及び議事)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故等あるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。

(委員会委員以外の者の出席等)

第8条 委員会は、必要と認められた者の出席を求め、意見を聴取することができる。

2 大阪教育大学人権侵害防止等に関する規程第5条に規定する人権委員会が調査したセクシャル・ハラスメント等の非違行為に関する事実については、人権委員会からの調査結果を考慮することができる。

(学生への告知)

第9条 委員長は、事実関係の調査を行うに当たっては、あらかじめ懲戒対象学生に対し、調査する旨を告知する。

(調査及び審議結果の報告)

第10条 委員長は、委員会での調査及び審議結果を学長に報告するものとする。

(登校禁止措置)

第11条 学長は、適正な調査の遂行、懲戒対象学生及びその他の学生の利益の保護等のため、懲戒対象学生に登校の禁止等の必要な措置を講じることができる。

2 前項の規定に基づき懲戒対象学生に登校の禁止の措置を講じた場合において、当該学生に対し停学処分を行うとき、停学期間を定めるにあたって、当該登校禁止期間を考慮することができる。

(所属長への通知)

第12条 学長は、委員長から報告された調査及び審議結果を所属長に通知するものとする。

(教授会等での審議)

第13条 所属長は、委員会での調査及び審議結果について、必要に応じ研究科委員会又は教授会において審議するものとする。

2 所属長は、研究科委員会又は教授会での審議結果を学長に報告するものとする。

(学生の弁明)

第14条 学長は、懲戒対象学生に対し、処分内容を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。この場合において、当該学生が正当な理由なく口頭による弁明の場に出席しなかった場合又は弁明書を提出しなかった場合には、弁明する権利を放棄したものとみなす。

(懲戒処分の決定)

第15条 学長は、所属長からの報告及び懲戒対象学生の弁明を踏まえ、当該学生の懲戒処分を決定する。

2 学長は、懲戒処分の決定に当たり、必要と認める場合には、再度事実関係の調査及び審議を行うことができるものとする。この場合には、第4条から前条までの規定を準用する。

(懲戒処分の通知)

第16条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、懲戒対象学生、副学長及び所属長に通知するものとする。

2 懲戒対象学生への懲戒処分の通知は、処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし、交付不可能な場合には、他の適当な方法により通知するものとする。

(懲戒処分の発効)

第17条 懲戒処分の発効は、懲戒処分書の交付日とする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

(懲戒に関する情報の公示)

第18条 学長は、第16条に規定する懲戒処分の通知を行ったときは、懲戒内容及び処分理由を学生掲示板及び電子掲示板に掲示し、公表する。この場合において、当該掲示の期間は、懲戒処分書の交付日から7日間とし、当該懲戒対象学生の氏名、学籍番号等は公表しない。

(学籍簿への記載)

第19条 懲戒に関する情報は、学籍簿に記載する。ただし、証明書等には、当該情報を記載しないものとする。

(本学が実施する試験等における不正行為により懲戒処分を受けた学生の成績の取扱い)

第20条 本学が実施する試験等において不正行為を行った学生に対しては、第2条に定める懲戒処分又は第3条に定める嚴重注意に加え、次の各号のいずれかに該当する授業科目(教育実習、学外施設で行う実習及び卒業研究・論文を除く。以下同じ。)の成績評価を0点とすることができるものとする。

(1) 不正行為を行った授業科目

(2) 当該学期において履修した全ての授業科目

(無期停学処分の解除)

第21条 学長は、無期停学処分の学生について、その発効日から起算して6月を経過した後、停学処分の解除が妥当であると認めた場合には、その旨を委員長及び所属長に通知するものとする。

2 委員長は、停学処分の解除の妥当性について、学長に意見を述べるものとする。この場合において、委員長は、委員会に諮るものとする。

3 所属長は、停学処分の解除の妥当性について、研究科委員会又は教授会において審議し、その結果を学長に報告するものとする。

4 学長は、委員長からの意見及び所属長からの報告を踏まえ、停学を解除できるものとする。

(停学期間又は登校禁止期間の措置)

第22条 停学期間又は登校禁止期間は、本学の教育課程の履修、定期試験等の受験、課外活動への参加及び大学施設の利用は認めない。ただし、学長が教育指導上必要と認める場合は、一時的に登校することができる。

2 停学期間又は登校禁止期間が、本学が定める履修手続期間と重複する場合は、原則として、当該学生の履修登録を認めるものとする。

(再審査)

第23条 懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見その他正当な理由がある場合は、その証拠となる資料を添えて、懲戒処分書の交付日の翌日から7日以内に、文書により学長に再審査を請求することができる。

2 学長は、再審査の必要があると認める場合には、再度事実関係の調査及び審議を行うことができるものとする。

(事務)

第24条 学生懲戒に関する事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第25条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。